

成田市教育委員会会議定例会会議録【会議概要】

平成23年4月成田市教育委員会会議：定例会

期日 平成23年4月27日(水) 開会：午後2時00分 閉会：午後4時30分

会場 成田市役所5階503会議室

出席委員

委員長(委員長職務代理者)

小川信子

委員長職務代理者(委員)

秋山皓一

委員 山口恵子

教育長

佐藤玉江

出席職員

教育長 佐藤玉江(再掲)

教育総務部長

関川義雄

生涯学習部長 吉田昭二

教育総務課長

坂本公男

学校施設課長 葛生行広

学務課長

高山勇

教育指導課長 五十嵐正憲

学校給食センター所長

藤崎吉宣

生涯学習課長 藤崎祐司

生涯スポーツ課長

檜垣好克

公民館長 須藤清子

図書館長

大木禎夫

生涯学習課主幹 堀越美好

教育総務課主幹(書記)

秋山雅和

傍聴人：0人

【会議概要】

1. 委員長開会宣言

2. 教育長報告

① 主催事業

- 3月24日 久住第一小学校閉校式について

26日に久住第二小学校、中郷小学校の閉校式も行われたので合わせて報告をする。

教育委員にも出席いただき、それぞれに心のこもった閉校式となった。荒井前委員長の

閉校宣言に続き、校旗の返納や記念碑の序幕などの記念式典が行われた。子どもたちを中心に考えられた式であったし、中郷小学校では最後の記念と言うことで成田国際高校の吹奏楽部による校歌の演奏も行われ、久住第二小学校ではタイムカプセルを記念碑の中に納めるなど、それぞれに工夫のなされた記念式典が挙行された。

- 3月24日 学校給食センター運営委員会について

平成23年度の事業計画と給食施設整備の実施計画の内容について委員に説明をした。具体的には公津の杜中学校への施設整備・実施設計により親子方式がスタートとなることや、老朽化したセンターの備品の整備を行うなどについて説明した。

- 3月26日 久住第二小学校閉校式について

- 3月26日 中郷小学校閉校式について

- 3月28日 平成22年度末成田市教職員定期異動辞令伝達式について

退職の方が32名、新規採用の方29名、昇任者が9名ということで、それぞれ荒井前委員長から辞令が伝達された。

- 3月28日 平成23年度成田市推進教員等辞令交付式について

少人数学習推進教員、健康推進教員、小規模学校の支援教員ということで、合計51名に辞令が交付された。

荒井前委員長からは、イギリスのA.S.ニールと言う人の言葉として、「最も良い教師は子どもとともに笑う教師で、最も悪い教師は子どもを笑う教師だ」という話を紹介したうえで、若い新しい先生方には是非子どもとともに笑う教師になって欲しいと話されていた。

- 4月5日 久住小学校開校式について

小川委員長職務代理者の開校宣言と併せて、新しい校旗、校歌も披露されて新しい学校としてのスタートを切った。

- 4月6日～8日 成田市立小中学校入学式について

大栄中学校と久住小学校の入学式に参加した。大栄中学校では元気に校歌を歌い、規律正しい入学式であった。久住小学校では1年生が49名のため2クラスとなり新しい学校のスタートを実感した。それぞれが元気良くきちんと歌っている姿に感動した。

- 4月11日 平成23年度施策説明会（校長部門）について

教育委員にも出席をいただいた。11日の校長部門と12日の教頭部門と言うことで今年度の取り組み、事業について説明をさせていただいた。事務局ともども目標に向けて頑張っていこうと思っているところである。

- 4月12日 平成23年度施策説明会（教頭・事務職員部門）について

- ・ 4月21日 平成23年度成田市家庭教育学級運営委員会議について
市内の小中学校、幼稚園・保育園の学級代表者、並びに指導助言に当たる主事の先生方も同席されての会議で、家庭教育が出発点であるとの話をさせていただいた。

② その他

- ・ 3月28日 平成22年度末千葉県教育庁辞令交付式について
北総教育事務所管内の教育長が出席する中で、154名の先生方の退職と215名の新規採用職員の辞令交付が行われた。今年は55名の増との話であった。
- ・ 3月29日 財団法人成田市教育文化振興財団理事会について
22年度の補正予算、決算と新理事の選任の同意の承認が行われ、23年度の予算と事業計画を審議した。
- ・ 3月29日 財団法人印旛郡市文化財センター理事会について
上記と同様に22年度の決算と23年度の予算と事業計画を審議する理事会であった。
- ・ 3月31日 平成22年度職員退任式について
50名の退職者を送る式ということで、教育委員会としては純退職は3名で、転出される方が6名で、それぞれに退任の辞令が交付された。
- ・ 4月1日 平成23年度新規採用職員入所式について
38名の新規採用職員が入所し、そのうち教育委員会には3名。生涯学習課、生涯スポーツ課、図書館にそれぞれ1名（図書館は司書）が配属された。
- ・ 4月2日 千葉県少年少女オーケストラ第15回定期演奏会について
15回と言う記念の演奏会で良い演奏会であった。選曲が震災に合わせたかのように「レクイエム」であったが、何年も前から決まっていたという事だった。心に残る演奏だった。
- ・ 4月12日 平成23年度市町村教育委員会教育長会議について
市の施策説明会と同様なもので、県の今年度の取り組み内容についてそれぞれの担当課長から説明があった。
- ・ 4月15日 平成23年度成田市子ども会連絡会総会について
市内の子ども会は現在59団体があるが単位団体としての活動はしていても、連絡会に加入していない団体もあるので、子供会まつりなどの行事の運営を考えても加入率アップが課題ともいえる状況である。
- ・ 4月15日 平成23年度印教連定例常任委員会について

総会の取り組み及び平成22年度の印教連行事報告、決算報告、並びに平成23年度の行事計画、予算について、又、事務局業務分担についても決定した。

- ・ 4月15日 第1回印旛地区教育長会議について
今後の行事予定、市町村教育委員会の震災後の取り組み等に関する情報交換を行った。
- ・ 4月16日 第3回女子サッカーフェスティバル大会について
徐々に参加チームも増加しており、充実してきている。中学校では女子だけのチームを作れるまでにはなっていないので男子と一緒に活動している状況がある。女子だけのチームでの練習ができるようになることを願っている。
- ・ 4月16日・17日 成田太鼓祭について
- ・ 4月18日 成田市倫理法人会モーニングセミナーについて
成田市の教育行政について、現状や取り組みについて話させていただいた。
- ・ 4月22日 平成23年度千葉県都市教育長協議会総会について
いすみ市が会長市となり開催されたもの。新年度に向けての協議を行った。
- ・ 4月23日 文化団体連絡協議会総会について
80を超える団体、1400名の会員がいて、春・秋の文化祭行事についての協議がなされた。
- ・ 4月23日 平成23年度成田市青少年相談員連絡協議会総会について
キャンプをどうするか等について話し合いがなされた。震災を受けてどのようなことが出来るのかなどについて建設的な議論がなされ、形式的承認だけではない総会であった。
- ・ 4月26日 平成23年度印教連定期総会について
教育委員にも出席をいただき、平成22年度の報告及び平成23年度の計画について協議がなされた。

《教育長報告に対する主な質疑》

- 議 長：入学式に参加されての感想等について報告願いたい。
- 委 員：遠山小学校の入学式に出席したところ、新入生は8名であった。東小学校との統合について来賓の神崎議員と意見交換した。
- 久住中学校は20名であったが、1年生だけでなく2・3年生も含めて生徒の態度が素晴らしく、大変良い入学式だった。
- 委 員：公津の杜小学校は校長、教頭ともに女性であり他の先生も女性が多いように感じた。
- 校長先生からの話は人の話をしっかり聞きましょうとのことだったが、傍らで校長先

生の話に合わせて、若い先生が種をまく演技等を行うなど演出がかなり凝っていた。歓迎行事としての踊りと歌は今年の体育祭の時に練習したのものを使ったとの事だが、2年生の歌や踊りは元気にあふれ整然と行われていた。新入生の保護者は1年の違い、1年間の学習の成果と言うものを目にして感動していたようだ。

美郷台小学校では入学式に先立ち中郷小学校との統合式が行われたが、関川部長からは統合経過を含め簡潔で分かりやすく説明があった。部長の統合への想いも伝わる話をされていたのが印象的であった。入学式は整然と平穩に行われた。

委員：この度の震災に関連してALTはどのような状況か。地震のほか福島県の原子力発電所の事故もあり、全国的に外国人の帰国が相次いでいるということで心配している。

五十嵐教育指導課長：4月4日に外国人英語講師の研修会があった。春休みには帰国しているALTも多く、戻ってきてもらえるのか心配したが全員の参加があった。しかし、それ以前に採用試験に合格した者がボランティアで震災の復興支援に参加したいということで、職を辞退した者が1名いた。3月中に話があって、代替の講師をすぐに採用したので補充は出来た。それ以外では4月に入ってから1名がアメリカに帰ってしまったため人数不足となり、主任ALTが一時的には対応を行った。その後すぐに新たな採用面接を行い、5月からは補充の新しい講師で授業を実施できる見込みとなったが、今後の余震等の影響も心配しているところではある。計50名の講師を採用している。

3. 議 事

(1) 議 案

【成田市教育委員会会議規則により非公開とする議決】

(これより非公開とする。)

議案第1号 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

《議決結果》

可 決

議案第2号 成田市学校評議員の委嘱について

《議決結果》

承 認

議案第3号 学校体育施設管理指導員の委嘱について

《議決結果》

承認

(ここで非公開を解く。)

議案第4号 成田市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するについて

須藤公民館長 議案資料に基づき説明

(要旨)

大栄公民館のプラザホールに音響反射板を舞台設備として整備することに伴い、その使用料を定めるもの。

規則の施行日は平成23年7月1日を予定。

成田市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の別表第3 大栄公民館附属設備使用料の舞台設備に、新たに「音響反射板 1枚 210円」を加える。使用料の根拠としては、価格1枚あたりの取得予定価格を89,000円と見込み、年間使用見込み回数の28回並びに耐用年数15年で除したものを使用料とする事が適当であろうと判断し、 $89,000 \div 28 \div 15 \approx 211.9$ で、1回あたりの使用料は他の附属備品使用料とのバランスも考慮し、1枚あたり210円と定めたい。

また、別表第3の下欄にある「ただし、舞台設備使用料の合計額が8,240円を超えるときは、8,240円とする。」を「ただし、舞台設備使用料の合計額が8,400円を超えるときは、8,400円とする。」に改める。

この上限金額については、旧大栄町時代の平成3年の開館時に上限5,000円としているがその根拠は見つかっていない。その後、新たな備品購入をした際に上限金額の改正を行い、平成6年12月5日に開催した大栄町教育委員会会議の会議録の中で、「使用料のそれぞれの品目をすべて使用した場合の総額の10パーセントとした」との考え方が示されており、当時の舞台設備の使用料の合計額の10パーセントを使用料上限として定めた経緯がある。今回の改正もその考え方を引き継ぎ、音響反射板8枚を整備するので、その使用料の総額は210円×8枚=1,680円となり、その金額の10パーセントにあたる160円(端数切捨て)を使用料として上限金額に加えようとするもの。合計で8,240円+160円=8,400円となる。

《議案第4号に対する主な質疑》

委員：当初の5,150円の根拠が分からない、もともとの金額設定が不明確な中で、今回8,240円に160円を加えるということでは理由付けが判然とせず、上限額は引き揚げをしなくとも良いのではないか。

須藤公民館長：確かに当初の上限金額設定の根拠は不明。しかしながら、平成6年の上限金額見直しの際の検討結果としては、備品利用料合計金額の10パーセント程度を加えているので、今回も同様の扱いとした。

委員：舞台設備のすべてを借り上げるといくらになるか。そこから導き出される適当な数字があるか。

須藤公民館長：すべてを借り上げて使用するとおよそ3万5千円になる。

佐藤教育長：平成3年に上限を5,000円と定めた根拠は不明だが、おそらくこの程度ということで決めたものと思われる。

その後、平成6年に様々な備品を追加した際に、新たに加えた備品の利用金額の一定割合を上限金額にプラスした。但し、個々の物品について見てしまうと、端数処理の関係で消費税の切り捨て等をしている部分もあって、単純に合計額とはならないという複雑さが加わる。しかし、あくまでも最初の5,000円は前提として考えて、その後、新たに購入した備品については購入金額に応じた負担割合を追加するという考え方をとっている。

そのときと同様の考え方で、今回も上限金額として160円を追加させていただきたいと考えている。

委員：計算方法は一応分かったとするが、これまでの舞台設備の実際に徴収した使用料はどの程度になるか。

須藤公民館長：実際のところは施設の使用料徴収の例は昨年度で1件のみ。また、舞台設備の使用料徴収は発生していない。旧大栄町時代には文化会館の扱いだったので基本的に有料の施設だった。しかし、合併とともに公民館としての扱いになり、ほぼすべての利用で減免されることとなり、実際の使用料徴収はないというのが実態である。

大栄公民館の施設利用としては平成21年度で350回程度あるが、教育目的に該当する使用は減免となるため、ほぼすべてのサークル活動などは減免となっている。芸能人の活動など営利であれば基本的には貸し出すことは出来ないこととなる。

委員：使用料の210円については賛成するが、そもそもの5,000円に根拠がないの

であれば、今回上限額を160円あげることには意味が無いように感じる。

委員：減免の措置もあるので、受益者負担の原則にのっとり原則的には使用料の上限も改正するという事に賛成する。

佐藤教育長：本議案は条例施行規則の一部改正をするものだが、この規則の上位に条例があり、条例の中で上限金額の定めをしている。教育委員会として条例を改正するための意見の申出ということをしなければ、市として条例改正を検討することが出来なくなってしまう。従って、上限金額の改正を市として検討する場に議案を提案するためにも、教育委員会としては条例改正について検討するよう意見具申するということを可決していただくことが必要と考える。

議長：それでは議案第4号については、舞台設備の追加に伴い使用料を定める事については認めるけれども、上限額を改正することについては更なる検討を要するという付帯条件を付したうえで、可決とする。

【成田市教育委員会会議規則により非公開とする議決】

(これより非公開とする。)

議案第5号 成田市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について

《議決結果》

承認

議案第6号 成田市公民館運営審議会委員の委嘱について

《議決結果》

承認

議案第7号 平成23年度教科用図書印旛採択地区協議会委員の選出について

《議決結果》

承認

議案第8号 平成23年度教科用図書印旛採択地区協議会専門調査員会専門調査員の推薦について

《議決結果》

承認

(ここで非公開を解く。)

議案第9号 成田市教育委員会公印規則の一部を改正するについて

坂本教育総務課長 議案資料に基づき説明

(要旨)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項及び成田市教育委員会会議規則第8条の規定により、委員長に事故あるときを考慮し、予め職務代理者を指定しているが、その際の公印がないので、この際作成しようとするもの。

成田市教育委員会公印規則中、別表第1及び別表第2にそれぞれ「成田市教育委員会委員長職務代理者之印」を加えようとするもの。

施行日は公布の日からとする。

《議案第9号に対する主な質疑》

特になし

議長：議案第9号は原案のとおり可決する。

<高山学務課長：挙手>

「成田市学区審議会委員の委嘱について」を追加議案として提案。

議長：「成田市学区審議会委員の委嘱について」を議案第10号として審議することを認める。

【成田市教育委員会会議規則により非公開とする議決】

(これより非公開とする。)

議案第10号 成田市学区審議会委員の委嘱について

《議決結果》

承認

<五十嵐教育指導課長：挙手>

「成田市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」を追加議案として提案。

議長：「成田市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」を議案第11号として審議することを認める。

議案第11号 成田市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について

《議決結果》

承認

(これで非公開を終わる。)

<須藤公民館長：挙手>

「成田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて」を追加議案として提案。

議長：「成田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて」を、議案第12号として審議することを認める。

議案第12号 成田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

須藤公民館長 議案資料に基づき説明

(要旨)

大栄公民館プラザホールに音響反射板を舞台設備として整備しその使用料を定めることに伴い、使用料の一部を改正するもの。条例施行規則の改正を議案第4号で審議いただいたが、本来これは条例の中で上限額を定めているので、条例を改正する必要があるので提案するもの。

施行日は平成23年7月1日を予定。

新旧対照表の別表第5、[2]附属設備使用料の「舞台設備の使用料8,240円以内」を「8,400円以内」に改正するもの。金額の説明につきましては、議案第4号で説明した通り。

《議案第12号に対する主な質疑》

特になし

議 長：議案第12号についても第4号と同様に条件付で可決とする。

(2) 報告事項

報告第1号 成田市青少年問題協議会委員の委嘱について

藤崎生涯学習課長 報告資料に基づき説明

(要旨)

成田市青少年問題協議会委員に欠員が生じたため、別紙のとおり委嘱及び任命をしたので報告する。

今回は4月1日付けの人事異動により成田警察署長と、市民生活部長、健康子ども部長が代わり、小田秀之成田警察署長、諸岡吉幸市民生活部長、古関修健康子ども部長を平成23年4月1日付けで委嘱及び任命した。なお、任期については、成田市青少年問題協議会設置条例第4条第2項の規定により、前任者の残任期間となり平成24年7月15日までとなる。

報告第2号 国際こども絵画交流展2011について

藤崎生涯学習課長 報告資料に基づき説明

(要旨)

「国際こども絵画交流展」に係る運営方法の見直し内容を取りまとめた。別紙の内容で事業展開をすすめたい。本事業については、世界各地のこどもたちと市内のこどもたちの絵画作品を通して、お互いの生活や文化の理解を深めることを目的に平成10年度から平成21年度まで12回開催した。また、昨年度は海外のこどもの作品は、これまでの交流実績を鑑みて継続的に実施することが今後の絵画交流展に有益になるものと考え、海外のこどもの作品のみを展示する「国際こども絵画展」として実施した。

第12回までの開催を通し様々な課題が生じたことから、運営方法等見直しの期間をいただいた。この度、国際こども絵画交流展の運営方法見直し内容をとりまとめたので報告する。変更点としては、まず、新たに「テーマの設定」を導入したい。同じテーマに応じた作品を鑑賞することにより、出展者の考え方や、生活・文化の相違点や類似点などに思い至る機会になることを狙いとしている。

2点目の「表彰点数」については、予算規模を成田市の負担金のみで運営することを想定しているため、全体的な表彰数を少なくすることを考えている。

3点目の「組織」については、実行委員会のみを設立し進めていきたい。国際交流や国際理

解につながる効果や、教育的な側面を考慮して構成したいと考えている。

4点目の「審査」については、評価の固定化を避けるため2年を目途に審査員の変更を行いたい。

5点目の「募集」については、市内については広報や小中学校・絵画教室を通じた一般公募で行いたい。また、海外については都市ごとに原則20点以内で、1カ国10都市までだったものを、都市ごとに原則10点以内といたしたい。応募点数を圧縮し、海外からの応募作品を展示できる数に近づけようとするもの。

6点目の「交流」については、友好・姉妹都市で行われるこどもの絵画展覧会に本市からの参加ができるのかどうかの可能性を探りたいと考えている。

以上のような内容で事業展開をすすめてまいりたい。

報告第3号 平成23年度以降の成田市民運動会について

檜垣生涯スポーツ課長 報告資料に基づき説明

(要旨)

現在38回の開催を数える成田市民運動会について、現在採用している小学校区での対抗形式の開催は、参加者が学校関係者に偏る傾向から市民スポーツの目的を達成しえない事、小学校間での規模の格差が広がりつつある事等の課題を抱えている。このため、成田市民にとっての市民運動会の必要性、方向性について模索することの必要性により、平成22年3月に成田市民運動会の在り方検討委員会として「成田市民運動会協議会」が設立された。

成田市民運動会協議会は平成22年3月12日の初回会合から、平成23年4月25日の最終回までに8回の会合を開催した。その協議結果として、市民の多くが多種のスポーツに取り組む事が出来る現在、市民総スポーツを目指し、健康増進、市民相互の親睦を図ることを目的に昭和47年に始まった市民運動会について、その開催により目指してきた役割、目的は既に達成されているという見解とともに、以下の点について提案を受けた。

- ・参加者自らが身体を動かす全市的なイベント
- ・小学生種目の精選
- ・自由参加種目の積極採用による、より幅広い参加者層の獲得
- ・地区対抗形式の採用

教育委員会の最終結論として、平成23年度の成田市民運動会を小学校区対抗形式での最後の開催とし、平成24年度以降については、①レクリエーションイベントへの転換、②運動会事業の廃止等の検討をするという結論に達した。

今年度の種目については、小学生多数の参加で行っていた「みんなでジャンプ」を学校体育で行っている「8の字跳び」に、また、学校対抗リレーも小規模校では参加も困難な面があることから5・6年生を対象としたものに、また、昼休みに今年制定40周年となる市民憲章の記念イベントとして〇×方式によるクイズ等の実施、市民音頭または交通安全音頭等を行いたい。

4. その他

- ・東日本大震災により被害のあった学校の復旧状況について 葛生学校施設課長より報告
大地震が発生した翌日の12日には、課職員が4班に分かれて被害状況の現地調査を行い、160件の被害を確認した。

これらについて、速やかに危険個所の復旧工事に着手すると共に、「社団法人日本建築構造技術協会」の専門技術者による耐震性能調査を全ての学校で実施した。復旧工事は、特に緊急性が高く、また、入学式に支障のある場所から実施したが、主な内容は記載の通り。

体育館の天井のビスやボルト、コンクリート片の落下、そして、天井仕上げ材のズレが生じた施設が多く、13校で発生した。また、窓ガラスの破損が6校、受水槽の破損が3校、給水管の破裂が2校、そして、壁に大きな亀裂が発生した学校が3校。その他は記載のとおりだが、まだ、160件全ては復旧していないので、今後、順次復旧してまいる。

5. 委員長閉会宣言